

# 企画競争説明書

業務名称： ザンビア国STEM中等学校における理数科教育強化  
計画準備調査

調達管理番号： 21a00928

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年1月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2022年1月12日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ザンビア国 STEM 中等学校における理数科教育強化計画準備調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2023年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：小田 靖子 (Oda.Yasuko@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

*特定の排除者はありません。*

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2022年1月21日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として

お断りしています。

- (3) 回答方法：2022年1月27日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年2月4日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- (4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（現地再委託経費）
    - 自然条件調査（地形測量、地形調査、地盤調査、給排水、水質調査）
    - 施設・設備・機材調査（対象学校における施設・設備・機材、給電・給排水・通信環境等の調査）
    - （用地取得・住民移転が生じる場合）簡易住民移転計画の作成支援や住民協議実施支援等に係る業務
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨（ZMW）＝ 6.93254 円
  - b) US\$ 1 ＝114.674 円
  - c) EUR 1 ＝129.821 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項  
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサル

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／建築計画
- b) 建築設計
- c) 施工計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.93 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月24日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する

法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが

らこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 3 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監

理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 1.4 その他留意事項

##### （1）配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

##### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

##### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

##### （4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

##### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

##### （6）プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

###### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

###### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：学校施設建設・機材整備に係る O/D (概略設計)、BD (基本設計)、DD (詳細設計)、SV (施工監理)

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者 1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／建築計画

➤ 建築設計

➤ 施工計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者／建築計画)】

- a) 類似業務経験の分野：学校建設案件に係る業務主任者/建設計画に関する業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：ザンビア共和国及びその他開発途上国
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 建築設計】
- a) 類似業務経験の分野：学校建設設計に関する業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：ザンビア共和国及びその他開発途上国
  - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 施工計画／積算】
- a) 類似業務経験の分野：学校施工計画・積算に関する業務
  - b) 対象国・地域又は類似地域：ザンビア共和国及びその他開発途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 30 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 60 )	
	( 30 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／建設計画	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／○○○○	(-)	(12)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	( 15 )	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画／積算	( 15 )	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

### 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「STEM中等学校における理数科教育強化計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 第2条 プロジェクトの背景

ザンビア共和国（以下、ザンビア）は第7次国家開発計画（2017～21年）（以下、7NDP）で、鉱業への依存から脱却するため経済の多様化を掲げ、農業、観光業、建設業及び製造業を、雇用を創出し成長を牽引する優先産業とし、民間セクター活性化のための制度改善と人材育成等に注力している。しかし、義務教育を修了した学生の多くは基礎学力を習得しておらず、優先産業界が特に求める理数科分野の人材が育成されていない。学力調査では、最低限必要な知識レベルを習得している15歳の学生は、算数で2.3%、理科5.8%（OECD他、2018年）で、東南部アフリカ地域学力比較調査（SACMEQ、2009年）では、小学校6年生の算数で参加14カ国中最下位となっている。

教育省（以下、MoE）は優先産業界が求める理数科分野の人材育成には、基礎的な理数科学力に加え、課題解決力の育成が必要と考え、「Strategic Note on STEM Education in Zambia」（2019年）のもと、実験等の実践的で生徒主体の授業を通じ、科学・技術・工学・数学を横断的に学ぶSTEM教育の導入を図っている。国立科学センター（以下、NSC）は、STEM教育の普及を担うMoEの一部局で、2024年までの全国52校（全中等学校の6%）のSTEM中等学校におけるSTEMカリキュラムの実践を目指し、同カリキュラムの作成、教員の育成及び施設・機材整備を進めている。

STEM中等学校は産業人材輩出を見据えた理数科教育特化校として技術学校等から選定され、STEMカリキュラムの導入が進められているが、必要な特別教室と機材が整備されておらず、カリキュラムを十分に実施できる環境にない。また、人口増加や人材需要の高まりを受け、STEM中等学校の学生数の増加により、一般教室の更なる不足が見込まれる。更に、NSCは教員の理解不足を受け、学校内外の研修への継続参加を求めている。しかし、校外教員研修に、過去1年間に参加した教員数は地理的制約等から全国平均1割未満に留まる（MoE、2019年）。STEM教育の授業の質向上のためには、地方の教員を含めた研修機会の拡充が必要であり、NSCは遠隔研修を拡充する方針だが、必要機材が十分に整備されていない。

STEM教育強化計画（以下「本事業」という）は、STEM中等学校において、施設の建設及び機材の整備を行うことで、STEMカリキュラムの実践環境の改善及び教員研修機会の拡充を通じた授業の質の向上を図るものであり、ザンビア政府が理数科分野の人材育成の柱とするSTEM教育の導入を支援する点で、7NDP上の優先度も高い。

本事業実施の要請を受け、JICAは関連情報を収集し、本事業を無償資金協力と

して実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

本事業は、STEM 中等学校において、STEM カリキュラムの実践及び教員養成に必要な施設の建設及び機材の整備を行うことにより、STEM 教育の実践環境の改善を図り、もって授業の質の向上及び STEM 中等学校の理数科分野の学習効果の向上に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトの内容

##### ア) 施設、機材等の内容

【施設】STEM 中等学校（4 校程度）：特別教室棟（科学実験室、設計・技術実習室、ICT 室（学生実習と教員研修の併用を想定）等）及び一般教室棟の増設

【機材】STEM 中等学校（上記 4 校を含む 10 校程度）：科学実験用資機材、設計・技術実習用機材、ICT 機材（ICT 授業実施用及び遠隔研修用資機材含む）、校内通信用機材等

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、施工 監理、調達管理、トレーニング（施設メンテナンス・機材使用方法等）等

ウ) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。現地企業活用型も検討する。

#### (3) プロジェクトサイト

【施設】ルサカ州、中央州、南部州、コッパーベルト州の 4 州（1 州につき 1 校程度を想定）

【機材】ザンビア全 10 州（上記 4 校を含み、1 州につき 1 校程度を想定）

詳細は協力準備調査にて確認

#### (4) プロジェクト実施体制

1) プロジェクト実施機関：教育省国立科学センター（National Science Center : NSC）

2) 運営・維持管理体制：NSC（職員数 90 名）は教育省傘下の一部局として、STEM 教育の計画・運営や教員育成を行っており、本事業で整備する施設・機材を管理する。STEM 中等学校の運営・維持管理にかかる経験と予算を有しているが、詳細は協力準備調査で確認する。

#### (5) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

ザンビアでは、2005年以降、理数科分野の支援を実施しており、技術協力を通じ、NSCを実施機関として授業研究を通じた教員の育成や、授業改善に係る知見の国内外への展開を支援してきた。第三国研修「SMASEアフリカにおける理数科教授法強化」（2021～2024年）では、NSCが周辺国教育関係者及びSTEM中等学校を含む国内教員に対して、遠隔研修を実施中。また、初等及び普通中等学校を対象に、理数科の学力向上に資する協力を実施する予定である。

#### （6）プロジェクトに関連する他ドナーの活動

世界銀行が初等・中等学校の建設、教室整備及び理数科教員研修を実施中。

### 第4条 業務の目的

本業務では、施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な先方負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、及び事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

### 第5条 業務の範囲

本業務は、ザンビア「STEM中等学校における理数科教育強化計画準備調査」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、発注者がザンビア政府と合意する討議議事録に基づいて実施するものとする。

### 第6条 実施方針及び留意事項

#### （1）現地調査の実施方法

本調査においては、①現地企業活用型を想定した無償資金協力による教室棟の建設・増設の為に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要調査、協議を行うための現地調査Iと、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査IIの実施を予定している。

#### （2）計画内容の確認プロセス

本業務は、日本の無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で発注者と十分に協議する。特に以下の段階においては関係者が出席する会議を開催し、計画内容について必ず発注者の確認を得る。

- 1) 現地調査I開始前：その時点までに得られた情報を基にコンポーネントを検討し、発注者と協議の上、素案を決定する。

- 2) 現地調査Ⅰ帰国後：現地調査Ⅰの結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。また、設計・積算方針会議で具体的な設計・積算に係る方針を協議・決定する。
- 3) 現地調査Ⅱ派遣前：計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

### (3) 調達方式の検討方針

本事業は施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施（一般競争入札により現地業者を選定）を想定しているが、過去にザンビアにおいては教育案件でコミュニティ開発支援無償や現地企業活用型案件の実施例がないことから、本プロジェクト実施に係る調査・検討においては以下の点に留意し、現地企業の能力や商習慣等を丁寧に確認する。

- 1) 被援助国に登録されている企業を対象とした一般競争入札を想定し、本調査を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。
- 2) 現地企業の能力を慎重に分析し、本プロジェクト実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（建設資機材の調達計画策定支援、施工図や製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映する。施工監理体制については、先行プロジェクトの教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。
- 3) 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について先方実施機関である NSC の実施体制を確認し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等を検討する。「入札参加資格のある現地企業」の法律上の定義（ザンビア国籍の役員の出資比率が●パーセント以上の会社であること等）及び入札評価の際の先方の実施体制（評価委員長、評価メンバー等）についても調査時に確認する。また、プロジェクトの実施における4者協議（先方実施機関、受注者、現地企業、JICA）、3者協議（先方実施機関、本邦コンサルタント、現地企業）の実施について検討する。

### (4) 設計・積算資料の作成方針

本業務において設計・積算を行うにあたっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2019年10月策定の補完編、機材編、2020年11月の追補編を含む）を参照する。また、施設・機材等調達方式（現地企業活用型）により実施する場合には「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）」（2021年4月）を参照する。

本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

## (5) 対象校選定及び施設・機材コンポーネント決定に係る調査方針

本事業の具体的なサイトは協力準備調査にて決定するが、STEM中等学校（4校程度）を対象に特別教室棟及び一般教室棟の増設、STEM中等学校（上記4校を含む10校程度）を対象に機材（科学実験用資機材、ICT機材等）の整備を想定し、ザンビア側と確認を行い、同結果に基づいて全10州を対象に現地調査を実施する。対象学校については1州1校程度を選定することを想定するが、調査を踏まえて対象州を絞り込む必要がある場合は、ザンビア側と確認を行った上で決定する。

施設・機材コンポーネントの優先順位及びその基準について、ザンビア政府と合意した上でサイトを踏査する。踏査に際しては、先方政策、就学需要、首都や幹線道路からのアクセスや水資源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び学校運営状況（ザンビア教育省によるモニタリング状況も含め）、施工管理拠点からサイトまでの距離、現地企業の施工能力、邦人立入にかかるとの安全性、（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、サイトまでの移動時間）、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。本調査では各州1校ずつ計4校程度の施設建設が予定されていることから、常駐監理者の業務地（拠点サイト）と巡回の頻度の確認など具体的な業務に基づく監理計画も想定して情報を収集する。特に建設作業及び施設供用開始後に不可欠となる商用電源や給水の接続位置や容量など、対象サイトにおける基本インフラの整備状況（通信環境も含む）については重点的に調査を行う。また、ICT機材の活用の際に重要なインターネット接続工事の必要性及び係る工事を先方負担とするのか日本側負担とするのかについても確認する。併せて、完工後の施設活用及び維持管理体制を整える予算の確保や適切な人員配置が重要であるという過去案件の教訓から、適切な教員数及び維持管理要員の配置、及び先方負担による維持管理予算を確保する。

また、以下の観点からも調査・確認を行う。

## 1) 環境社会配慮の観点：

本事業は、現時点では用地取得や住民移転の有無等を含め未確認事項があることから、「JICA環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、カテゴリBに分類されている。ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、環境許認可、社会環境等）の確認、先方政府の環境社会配慮制度・組織・法令・基準の確認、Environmental Impact Assessment (EIA) の要否の確認を行う。教室建設中の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動等の影響規模、供用時の負の影響の有無を確認する。また、国立公園・国指定の保護対象地域等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当するかを確認する。

加えて、対象校候補の用地確認を行い、教室増設に伴う用地取得と非自発的住民移転の有無を確認する。本事業により用地取得や非自発的住民移転が発生することが確認された場合、簡易住民移転計画を作成する。また、教室建設中の併設教室の生徒等への安全配慮、学習環境への配慮の確認を行う。

## 2) ジェンダー平等推進の観点：

ジェンダー視点に立って、女子就学等関連の政策・開発課題・ニーズ・インパクト等に関する調査・分析を行い、先方政府とジェンダー視点に立った施設・機材整備について協議する。

### 3) 治安情勢及び新型コロナウイルス感染症の観点：

本事業サイトは、外務省海外安全情報レベル1及び2に該当する。事業関係者の治安面の安全を確保するための対策を十分に調査・検討する。また、ザンビアは、全土が外務省感染症レベル3に該当する。計画内容の策定に当たっては、機構の安全対策ガイダンスを参考にしつつ、移動ルート上留意すべき地域を通過する際含め、対象校選定においては安全調査を実施の上、本事業に必要と考えられる安全対策の検討ならびに感染症対策措置を講じ、提案するとともに、調査の過程で発注者と十分協議すること。

### 4) デジタルトランスフォーメーション (DX) ・科学技術イノベーション (STI) の活用・推進の観点：

相手国における教育分野のニーズを踏まえ、DX・STIの活用方針や既存のシステムの活用状況等を確認し、本事業の目的達成に資する施設・機材整備について協議する。

以上の調査結果を踏まえ、サイト選定のための基準を設定し機構と事前に協議した上で、ザンビア側に提示し、最終的な協力対象サイトと建築計画について合意する。

### (6) 技術協力プロジェクト等、他の開発協力事業との連携に関する方針

JICAがザンビアで実施する基礎教育分野等の協力との相乗効果の発現を目指すべく、必要な情報収集や関係者との意見交換を行う。

具体的には、現在実施中の第三国研修「SMASEアフリカにおける理数科教授法強化」(2021～2024年)では、NSCが周辺国教育関係者及びSTEM中等学校を含む国内教員に対して遠隔研修を実施中。また、2022年度開始予定の技術協力「初中等理数科教育児童中心型学びの改善プロジェクト」では、初等及び普通中等学校を対象に、理数科の学力向上に資する協力を実施する予定である。本事業により整備する施設・機材は、これらの技術協力で活用することも視野に、相乗効果を高めること、また、本調査で収集した情報について技術協力プロジェクトに共有し、技術協力プロジェクトを通じた支援検討時にも活用することを想定する。

### (7) 工事安全管理に係る方針

施工時の工事安全管理にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「工事安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。

具体的にはザンビアでの最近の既往調査報告書等やJICAザンビア事務所から安全対策にかかる情報収集を行い、ザンビア側から入手または確認すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは調査報告書の添付

資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ザンビアの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてザンビアで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAザンビア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICAザンビア事務所と協議し、ザンビア側から入手または確認が必要な情報について確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICAザンビア事務所に報告を行う。

#### (8) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン(2020年11月改訂版)」(以下、「無償報告書ガイドライン」)に従う。

#### (9) プロポーザルの記載事項

本特記仕様書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限の状況をふまえて、遠隔による調査を取り入れる等、コンサルタントは、より効果的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本特記仕様書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。また、新型コロナウイルスにより学校現場での教育活動に負の影響が出ているが、今回調査実施にあたり同影響を軽減し効果的に学校活動を継続しうる方策、DX/STI 活用やジェンダー平等推進にかかる方策等について、現時点でのアイデアをプロポーザルに提案すること。

#### (10) その他留意事項等

- 1) 他国の既往案件において、コンピューター等調達した資機材について、教員のスキルが不足している等の事情が明らかになった。これを踏まえ、本事業においては、調査段階から完工後の学校施設の運用面を考慮して第三国研修やアフリカ理数科・技術教育センター(以下、CEMASTE) 専門家と連携した資機材の選定、ソフトコンポーネントの検討、第三国研修及び関連技術協力プロジェクトと連携したモニタリング体制の構築等を念頭に計画策定する。

### 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) 国内事前準備

##### 1) 調査計画及び協力計画案の策定・検討

関連資料を分析・検討し、事業の全体像を把握する。併せて調査の全体方針、調査項目及び調査手法を整理し、調査計画及び協力計画案を策定・検討する。

##### 2) 業務計画書、インセプション・レポート、質問票の作成

上記1)を踏まえ、業務計画書、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、無償資金協力制度、便宜供与依頼事項等を含む）、質問票を作成する。

## (2) 現地調査 I

### 1) インセプション・レポートのザンビア側に対する説明・協議

発注者の調査団員と協力し、インセプション・レポートをザンビア側関係者に説明し、内容を確認・協議する。

### 2) 事業の背景・目的・経緯の確認

本計画に関連する政策や現状を確認した上で必要性、妥当性を整理する。

### 3) 教育・社会事情調査

- ① 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画、産業人材育成計画等、上位計画の概要と本事業の位置づけを確認する。
- ② 本事業計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。
- ③ 相手国における小・中等学校教室建設の進捗状況と今後の整備計画、社会環境を調査し、対象校の位置づけ（対象校が周辺学校に対して施設・機材の活用を許可している等の利用状況も含め）を確認する。
- ④ 相手国における新型コロナウイルス下での方針や学校体制の変化、学校建設への影響について確認する。
- ⑤ 1 教室あたり適正生徒数等の基準や教育施設整備基準等を確認する。
- ⑥ 対象校周辺中等学校における教員配置状況、及びその資質（教員資格等）を確認する。
- ⑦ ザンビア国内における初等・中等教員の育成状況と今後の計画を確認する。
- ⑧ 全国における教員採用・配置計画を確認する。
- ⑨ 対象校における教員等の配置準備（予算手当含む）について確認する。
- ⑩ 代表的な小・中等学校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- ⑪ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
- ⑫ 他ドナーによる小・中等学校施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、施設供与後の年数や現状（劣化状況含む）、建設費等）を把握し、計画の参考とする。小・中等学校設整備計画に関しては、建設予定校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。
- ⑬ ザンビアのスクールイヤーを確認する。

### 4) ジェンダー課題に関する調査

- ① 対象予定地域周辺の小・中学校における児童・生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存小・中学校を視察し、女子児童・生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子児童・生徒の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。

- ③ 施設計画（設計仕様など）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
  - ④ 女子児童・生徒の中途退学の実態および原因に関する情報を収集し、女子児童・生徒の就学継続を促すための改善案に関する情報を収集する。
- 5) デジタルトランスフォーメーション(DX)・科学技術イノベーション(STI)の活用・推進に向けた調査
- ① 相手国における教育分野でのニーズを踏まえ、DX・STIの活用方針、状況（遠隔教育、遠隔モニタリング、デジタル化等）について確認する。
  - ② DX・STI技術・要素の取り込みの検討・活用に関する情報（関連システムの整備・活用状況、関連法規の整備状況等）を収集する。
  - ③ 施工計画やソフトコンポーネントを含め、本事業の目的達成に資する具体的なDX・STI要素を提案する。
- 6) 施設・設備・機材計画調査
- ① 必要な教室数及びコンポーネント検討のため、対象地域における以下を含む小・中等教育に係る状況を確認する。
    - ・ 対象地域周辺コミュニティの状況
    - ・ 対象地域の衛生環境
    - ・ 対象地域における教育事情
    - ・ 男女別生徒数の現在値及び将来予測値
    - ・ 増設予定中等学校に進学が予定される小学校の状況（施設・機材に係る状況含め）
    - ・ 小・中等学校卒業後の進路状況
    - ・ 特別な支援が必要な生徒の状況(ユニバーサルデザインの必要性)
    - ・ 防災、環境面の対策
    - ・ ザンビアにおける1教室当たり適性生徒数等の基準
    - ・ ザンビアにおける学校設置基準、教育施設整備基準等
    - ・ 給電・給排水・通信環境等、施設・機材が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策
    - ・ 立地による格差
    - ・ 特別な支援が必要な生徒の状況
  - ② ザンビアにおける標準設計、学校設計プロトタイプ、建設関連法規、環境評価の要否や手続き等を確認する。
  - ③ 妥当性、効率性、持続性を十分に確認し、適切な施設・機材の整備規模を設定する。
- 7) 施工・機材整備計画調査
- ① ザンビアにおける設計・施工に係る法律・許認可等を確認し、必要な許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。
  - ② 効率的かつ経済的な施工・機材整備計画立案のために、調達事情、サイトへのアクセス状況（道路や治安等の状況含め）、気象等自然条件の影響

響、常駐監理者の業務地（拠点サイト）と巡回の頻度の確認など具体的な業務に基づく監理施工体制等を調査する。

#### 8) 調達事情調査

- ① 現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリの有無、施工能力・技術力、人員、建設機械保有状況、財務力、価格等の詳細な調査を行う。
- ② 調査対象地域における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況、物価上昇率等について詳細を調査する。
- ③ 資機材・消耗品等の原産国、他国（本邦または第三国）を含めた調達先・価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）及びアフターサービスの内容等を考慮し、資機材調達方法の検討を行う。

#### 9) 候補サイトの状況調査

- ① 候補地に関する自然条件・社会条件の概況（非自発的住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権）を確認する。
- ② サイト状況調査において、気象条件調査、サイト内排水調査、給水設備調査、測量調査、地盤調査、地中埋設物・障害物調査、電気・通信設備調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・企業・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、正確性、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。各種調査の詳細案は別紙1のとおり。
- ③ 既存施設の撤去、整地の必要性等を確認し、先方負担事項を整理する。
- ④ ICT 機材の活用の際に重要なインターネット接続工事の必要性及び係る工事を先方負担とするのか日本側負担とするのかについても確認する。

#### 10) 運営・維持管理体制調査

実施機関の組織、人員、能力、財務内容、役割分担等を確認する。財務内容については、各機関の支出内訳（施設建設費、教員給与、維持管理費、教材購入費、プログラム実施費等）を確認し、それぞれの役割を把握する。特に維持管理費については、施設建設後に追加で必要となる予算に十分に留意し、関係機関の今後の予算計画を確認する。

#### 11) ベースライン調査

本事業の評価指標設定のためのベースライン調査を実施する。

#### 12) 環境社会配慮に関する調査

- ① 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA環境ガイドライン（2010年4月））に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイ

ドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
- ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
  - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - (a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - (b) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
    - (c) 関係機関の役割
  - ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
  - エ) 影響の予測
  - オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
  - カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
  - ク) 予算、財源、実施体制の明確化
  - ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

#### 【住民移転、用地取得が生じる場合】

- ① 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)～(12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確

認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ) 費用と財源
- サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### 1 3) 税金情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT 等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所

要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相手、内容、連絡先等)も提出する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、OD 現地調査終了時まで、JICA 事務所および本部担当部署へ提出する。

#### 1 4) 無償資金のフローに関する調査

無償資金協力の実施(交換公文(Exchange of Note : E/N)の取り交わし、贈与契約(Grant Agreement : G/A)の締結、コンサルタント契約、業者選定、実施監理等)や資金決済にかかる手続及び資金の流れをザンビア政府に説明し、ザンビア政府内で必要な手続やその実施主体、手数料等の負担者を確認する。

#### 1 5) 事業の実施体制の確認

事業実施機関の組織・人員体制、財政・予算、建設後の学校の運営・維持管理体制、施工監理技術水準等の実施体制を確認する。

#### 1 6) ザンビア側負担事項の確認

事業実施にかかる先方負担事項の内容(土地の確保、基本インフラの引き込み、運営・維持管理予算及び人員の確保、支払授權書(Authorization to Pay : A/P)発行や送金に係る手数料の負担等含む)、実施タイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施をザンビア政府に要請する。先方負担による既存建物の撤去等が想定されている場合には、そのスケジュール、予算確保の見通し等を必ず確認する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際のザンビア負担事項として協議議事録(ミニッツ)に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時のザンビア負担事項の根拠となる。

#### 1 7) 治安に関する安全対策の策定ならびに新型コロナウイルス等感染症対策

事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地事務所の安全対策クラークとの協議・情報収集を踏まえ、現地治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について、機構の安全対策ガイダンスを参考にしつつ検討・計画し、案件別安全対策検討シート(案)を作成する。なお、案件別安全対策検討シート(案)は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時発注者と協議し最新の安全対策措置内容を確認すること。また先方負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向けた支援を行うこと。また、施工計画における新型コロナウイルス等感染症対策を講じること。

### (3) 国内解析 I

#### 1) 事業内容の計画策定

現地調査 I 及び発注者との協議を踏まえ、本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、本事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査 I 帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針案をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明・協議する。計画策定には少なくとも以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月）」（2016 年 4 月策定の補完編を含む）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に反映されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。機材については入札に対応できる精度を確保する。

##### ① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計方針を設定する。

##### ② 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### ③ 施設計画

施設計画は、先方施設基準、既存施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、協力コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象地域内の他の小学校及び中等学校施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

##### ④ 設備計画

設備計画については、先方の整備基準、既存教育施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

##### ⑤ 概略設計図

##### ⑥ 施工監理・調達計画

施工監理拠点からサイトまでのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、以下を含む適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、対象サイトの治安上の懸念から、ガードマンの配置等が必要な場合には、施工方針等に組み入れ、積算に反映させる。

##### ・ 施工方針

- ・ 施工上の注意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 機材調達計画
- ・ 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保健

#### ⑦ ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

ソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第4版）」（2020年11月）を参照のこと。実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。

#### ⑧ 過去の案件に関する教訓等の情報

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について記載する。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得る。

### 2) 事業の運営・維持管理計画の策定

ザンビアにおける中等教育施設の運営・維持管理計画（教員、事務員雇用、生徒募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。並びにプロジェクトの維持管理費を算出する。

### 3) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上で発注者に対しその内容を説明し、確認を得る。

なお、概略事業費の算出にあたっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、取りまとめる。

#### ① 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編及び機材編、追補編、施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マ

ニュアル（改訂版）を参照して積算を行う。

- ② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討
- ③ 概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。
- ④ 事業費等のドナー比較・過去案件比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### 4) 予備的経費の検討

本計画に関する予備的経費の計上のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降水等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

#### 5) 事業評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」（2011年11月）及び、「資金協力事業 開発課題別の標準的指標例（2021年2月）」を参照し、発注者と協議の上、設定する。

#### 6) 事業実施に当たっての留意事項

事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

## 7) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

## 8) 想定される事業リスクの検討

事業実施中及び実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

想定しうる現地企業の工期遅延に係る各種リスク（資機材調達の遅れ・アンバランス、下請業者、サプライヤーへの支払いの遅れ等）を挙げて分析し、対応策をとりまとめる。

## 9) 協力準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を協力準備調査報告書（案）としてまとめ、内容について発注者と協議する。

## (4) 現地調査 II：協力準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む協力準備調査報告書（案）をザンビア政府関係者へ説明し、内容を協議・確認する。特に、プロジェクト実施における銀行取極め（B/A）、支払授權書（A/P）の発給、免税手続き、維持管理体制の整備など、ザンビア側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、協力準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容についてザンビア側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクトの基本構想及び無償資金協力事業の原則を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

## (5) 国内解析 II：協力準備調査報告書の作成

先方政府関係者への協力準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 協力準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

## 第8条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)

から（11）を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は2023年1月16日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1)	業務計画書	: 和文2部
(2)	インセプション・レポート	: 和文1部 : 英文1部
(3)	現地調査結果概要	: 和文1部
(4)	案件別安全対策検討シート（案）	: 和文2部
(5)	協力準備調査報告書（案）	: 和文1部 : 英文1部
(6)	概要資料（案）	: 和文 電子データ
(7)	概略事業費（無償）積算内訳書	: 和文2部
(8)	機材仕様書	: 和文2部 : 英文2部
(9)	協力準備調査報告書	: 和文（製本版）6部及びCD-R 2枚 : 英文（製本版）6部及びCD-R 2枚 : 和文（簡易製本版）2部及びCD-R 1枚
(10)	デジタル画像集	: CD-R 2枚（デジタル画像60枚程度）
(11)	進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版	: 英文 電子データ
(12)	免税情報シート	: 和文 電子データ

注1) 業務計画書とは、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、発注者に提出する。

注3) 概略事業費（無償）積算内訳書については、「設計・積算マニュアル」を、その他については「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2020年11月改訂版）を参照する。

注4) 協力準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載を含むことから、施工・調達業者契約の認証が終了するまで非公開としている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために、概略事業費の記載がない協力準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年4月上旬より国内事前準備を開始し、4月中旬から5月下旬にかけて現地調査Ⅰを行う（本案件は、候補サイトが数多くまた広範囲に渡ることから、現地調査Ⅰの早い段階で対象サイトの絞り込み要否を検討するため、現地ローカルコンサルタントの活用想定含む）。帰国後に積算等の国内解析Ⅰ（積算審査に要する期間含む）を行い、2022年10月から現地調査Ⅱ/協力準備調査報告書（案）の説明、2022年11月までに概要資料を提出、2023年1月16日までに協力準備調査報告書報告書を含む成果品を作成・提出する。積算審査は現地調査Ⅱ前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況で現地調査Ⅱを行うことも可とする。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、現地調査Ⅱ後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 19.02 人月（現地：9.77人月、国内9.25人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案すること。

- ① 業務主任者/建築計画（2号）
- ② 建築設計（3号）
- ③ 施工計画/積算（3号）
- ④ 調達計画/機材計画
- ⑤ 環境社会配慮/自然条件調査
- ⑥ 教育計画/ジェンダー

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

現地調査（第1回）：①～⑥

現地調査（第2回）：①、②

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査（地形測量、地形調査、地盤調査、給排水、水質調査）
- 施設・設備・機材調査（対象学校における施設・設備・機材、給電・給排水・通信環境等の調査）
- （用地取得・住民移転が生じる場合）簡易住民移転計画の作成支援や住民協議実施支援等に係る業務

※その他に現地再委託して実施することが効率的な業務がある場合には、プロポーザルにて提案する。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契

約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示すること。

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- 案件計画調書①
- ザンビア教育省要請内容（対象学校、施設、機材案）
- 安全対策ガイダンス

##### 2) 貸与資料

JICA 人間開発部基礎教育グループ [hmgbe@jica.go.jp](mailto:hmgbe@jica.go.jp) 宛に案件名を明記の上、メール連絡にて申し出のこと。

- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）

##### 3) 公開資料

- 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026394.html>)
- 基礎教育協力の評価ハンドブック  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002640.html>)
- 基礎教育セクター情報収集・確認調査：国別基礎教育セクター分析報告書（ザンビア）  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007328.html>)
- ザンビア「ルサカ市小中学校建設計画基本設計調査報告書」  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000006166.html>)

#### (5) その他留意事項

##### 1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2019年4月)の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

##### 2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

##### 3) 安全対策（治安）

現地業務に先立ち「安全対策ガイダンス」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を発注者に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所、在ザンビア日本大使館等から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関

に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

5) 現地医療事情

新型コロナウイルス感染症対策を含む感染予防を徹底し、行動規範を遵守すること。万一、感染等が判明した場合にはJICA担当者にすみやかに報告し、療養に努めること。

以上

## ザンビア国「STEM中等学校における理数科教育強化計画」準備調査にかかる サイト状況調査仕様書（案）

### 1. 目的

サイト状況調査は、本業務にて行う設計、施工計画、積算等について必要な精度を確保するため、対象施設の建設予定サイトにおいて、サイト状況調査（気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査）を行う。また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に一般的な調査内容、方法を記すので、先方要請内容を勘案の上、事業実施に求められる精度を確保するために必要な調査の細目をコンサルタントは検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

### 2. 文献・資料・聞き取り調査

#### ◆ 気象条件調査

対象施設の設計に反映させるため、当該サイトの気象データ等を収集する。

- 月別最高・最低平均気温、年間降水量、月別相対湿度、月別降水量、月別風向、最大風速、落雷頻度、（最低過去\_\_年程度）
- 台風やサイクロンが予想される地域では、過去に被害をもたらした台風・サイクロンについて年・時期、経路、最大風速等について確認すると共に、当該国における最新の耐風設計の基準や法令についても確認する。
- 地震の発生が予想される地域にあっては、過去の域内での発生事例について、年代、規模、震源地（地図上に明示）、被害状況等について調査すると共に、当該国における最新の耐震設計の基準や法令についても確認する。

#### ◆ サイト現況調査

当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや文献・資料調査を通じ、サイトでの調査時に留意すべき事項を事前に明らかにする。聞き取り等で注意すべき事例としては、以下のようなものが考えられる。

- 過去に地滑り・地盤沈下があった
- 以前は水田であったが、埋め立てられた。
- 降雨後、水はけが悪く冠水し、なかなか水が引かない。
- 湧水がある。
- 例年近傍の河川の氾濫により冠水する。
- 以前は建物があった。地下室があった。撤去作業が行われた際に、地下構造物がどこまで撤去されたか。
- 以前はゴミ捨て場/土捨て場として利用されていた。
- 塩害の影響が予測される（海岸からの距離）。
- 季節風及び砂嵐・砂塵の発生頻度、

### 3. サイト内既存建物調査

サイト内にある建物について、形状、規模、図面・設計仕様、基礎形式、構造

上の不具合の有無やその原因、使用状況等について現況調査を行う。

#### 4. サイト内排水調査

サイト内及び隣接する境界部分にある、排水管、排水溝、接続柵等について、その種類、大きさ、レベル、流水方向、勾配等の現況調査を行うと同時に、対象施設からの雨水、汚水及び雑排水の放流先を確認する。

#### 5. サイト内工作物調査

サイト内にある、塀、門扉、擁壁、石垣、井戸、舗装等について、位置、形状、大きさ等の現況調査を行う。

#### 6. サイト内樹木調査

サイト内にある主な樹木について、樹種、高さ、幹回り、枝ぶり、数量について現況調査を行う。

#### 7. 電気・通信設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある電気設備について調査を行う。

配電線路：電柱の位置・高さ・番号、及び相数・電圧

通信線路：電柱の位置・高さ・番号、引き込み点、地中線の敷設状

況、深さ、管径、管材質、経路、状態

インターネット及び携帯電話の接続状況

マンホール・ハンドホール：位置、形状、大きさ

受変電設備：種類・位置、寸法・容量

非常用発電機：種類、位置、出力、タンク容量、補助タンク容量、製造年月、  
運転時間

自動電圧調整器（AVR）、無停電電源装置（UPS）：容量、許容入力電圧

なお、想定される配電網から供給される電力については、電圧・周波数変動、停電頻度、電圧降下について配電所等からの聞き取り並びに現場測定による調査を行う。位相のずれが機器の性能や故障に影響する機材が含まれる場合には、位相も測定する。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

#### 8. 給水設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある給水設備について調査を行う。

配水管：種類・管路・管径・管材質・深度・弁室の位置/大きさ

水源：種類（井戸、河川）

なお、上水道から水供給が想定される場合は、水圧、水質、断水頻度等について聞き取り並びに測定による調査を行う。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

上水道以外の水源（井水・河川水等）が想定される場合は、季節変動も考慮し、計画建物に必要な給水量の確保に係る検討、及び水源の水質調査を実施する。水質調査に際しては、本事業で整備される各機材の仕様に合致しているかを確認するための項目を網羅する。

以上2～8については敷地測量図に位置を明示した資料を作成する。

## 9. 測量調査

平面測量、水準測量等

## 10. 地盤調査

目的：①地下の地盤情報の把握、②計画建物の支持層想定のため、地盤強度に関する情報を得る。

方法：

- ボーリング

地盤情報（土質分類、地層構成、地下水位など）を把握することを目的とし、支持層とみなすことができる地層に到達後更に5mまで行う。なお、実際の深さ、本数などは建築学会の「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」などを参照しつつ判断すること。

- サウンディング：

基礎設計のための地盤強度に関する情報を得ることを目的とし、標準貫入試験（深度1m毎）による。なお、標準貫入試験以外の方法を採用する場合には事前にJICAに説明すること。

- サンプリング：

標準貫入試験時にサンプラーに得られる乱されたサンプルを採取し、カラー写真に記録すると共に、含水率ができるだけ変化しないようフタ付き透明密閉容器に入れラベリングし（案件名、採取日、調査孔番号、標本番号、採取深度、土質名、N値等）、調査孔毎に深度順に標本箱に並べて整理し、少なくとも本工事の掘削工事が完了するまでコンサルタントの責任で保管する（標本）。粘土層等の軟弱層で、基礎設計のため、より詳細な土質の把握が必要な場合、乱さないサンプルを採取し（試料）、必要なラボ試験を実施する（必要な試験項目についてはコンサルタントが判断）。

- 立ち合い・確認

地盤調査中においてはコンサルタント団員による立ち合い確認を適宜行い、コンサルタントは責任を持って成果品の確認を行う。

- 成果品：

柱状図

標準貫入試験結果（N値）

標本及び写真

試料及び土質試験結果一覧

## 11. 地中埋設物・障害物調査

対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の構造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等（柵、ハンドホール等）を指す。以下の方法により実施する。

- 文献・資料・聞き取り調査：当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや設計図などの資料調査を通じ、その有無の可能性や位置を把握する。
- 試掘調査：地中に埋設物あるいは障害物が想定される場合、位置、箇所ならびに掘削深度をコンサルタントが判断の上、試掘を行う。
- 試掘により埋設物・障害物の存在が確認された場合は慎重に確認作業を行い、埋蔵文化財あるいはケーブル、配管などに損傷を与えないように留意

し、施主に報告の上、所轄官庁の指示を仰ぐこと。その後、範囲、厚さ、深さ等、その全容を把握する。

- 試掘時の状況は写真撮影すると同時に、平面測量図に試掘箇所を明示した試掘結果報告を作成する。

#### 12. UX0 探査（該当する国・地域のみ）

地雷・不発弾（UX0）の探査、クリアランスは先方負担事項である。着工前にクリアランスが完了していることが求められるため、それを念頭に探査およびクリアランス開始までのプロセス及び所要期間、実施方法、実施時期について確認する。

#### 13. 実施時期

なお、必要なサイト状況の確認は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

#### 14. 宗教・文化遺産の対象物

サイト予定地内に移設・撤去が困難な信仰の対象物等（樹木、岩等）、文化遺産がある場合は、対象物の概要（種別、位置、大きさ等）について調査し、敷地測量図に位置を明示する。

#### 15. 留意事項

また、再委託を行う場合には、コンサルタント団員による立会を適宜行うことにより、調査実施方法及び調査結果が適切な内容となっていることをコンサルタントが確認することとする。

以上